

施工パッケージ型積算方式の適用にかかる留意事項

1. 設計変更について

施工パッケージ型積算方式の単価は、これまで実数条件により単価を算出していた工種について、統計処理に基づき、過去の実績のある範囲で、規格に一定範囲を設けています。

この範囲内においては、設計と現場条件の差異があり、図面に変更があった場合でも、積算単価が変わらないため、金額に関する変更契約は不可能となります。

※施工管理基準の出来形管理基準上の設計値を特定するため、図面の変更は従来通り必要。

2. 契約図書への表記について①

施工パッケージ型積算方式では、積算基準の各工種の注意書きに諸雑費の内容が積上方式と比較して、全般に許容範囲が広く記載されており、一部の工種においては、従来と異なり、その有無に拘らず適用できるものがあり、積算書（金抜）においては、これらについて明記はいたしません。（例：擁壁の水抜きパイプの有無など）

このような場合、現場条件に応じて指定する場合は、図面、数量総括表、特記仕様書等の契約図書に明示しているので、施工管理に際してはこれらに依ってください。

3. 契約図書への表記について②

施工パッケージ型積算方式の単価は、これまで実数条件により単価を算出していた工種について、統計処理に基づき、過去の実績のある範囲で、規格に一定範囲を設けています。

このような工種の規格について、積算書（金抜）では範囲を有した記載になりますが、従来通り工事目的物の規格は特定する必要があるため、契約図書の図面等に特定のうえ明記するので、施工管理に際してはこれらに依ってください。

（例：路盤工の“厚み”を条件で平均厚さ〇〇mm 超〇〇mm 以下と区分する等）

施工パッケージ型積算方式の適用にかかる留意事項

4. 積算書（金抜き）の代価表の見方（1）

第0-0002号代価表	路面切削 m ² 当り	①	②	全面切削6cm以下(4000m ² 以下) 無し	③	⑦	施工パッケージ 頁0-0008
機械構成比 K : 58.14% 労務構成比 R : 33.02% 材料構成比 Z : 8.84% 市場単価構成比 S : 0.00%							
積算単価	代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	標準単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
			④	⑤			P'
【補正式】 《機械補正》 《労務補正》 《材料補正》 《全体補正》							
			⑥				

1) 施工パッケージ型積算方式の各積算単価の代価表の1ページ目は全て上記例のような書式になります。続いて次ページのような書式になります。

2) 各部の内容：①施工パッケージ名称、②規格、③標準単価における機械、労務、材料、市場単価の各全体構成比、

④積算単価記入欄、⑤標準単価記入欄、⑥補正式記入欄、⑦施工パッケージ型積算方式による単価であることを明示

4. 積算書（金抜き）の代価表の見方（2）

施工パッケージ

頁0-0009

機械構成比 K: 58.14% 労務構成比 R: 33.02% 材料構成比 Z: 8.84% 市場単価構成比 S: 0.00%

代表機 労材規格 (積算地区)	構成比	単価 (積算地区)	代表機 労材規格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備考
路面切削機 [ホイール式・廃材積込装置付] 切削幅2.0m級 切削深23cm	35.93%		路面切削機 [ホイール式・廃材積込装置付] 切削幅2.0m級 切削深23cm		K1
路面清掃車 [ブラシ式] 四輪式ホップ容量1.5m ³	7.15%		路面清掃車 [ブラシ式] 四輪式ホップ容量1.5m ³		K2
その他(機械)	15.06%		その他(機械)		K9
普通作業員	11.13%		普通作業員	-	R1
土木一般世話役	3.77%		土木一般世話役		R2
特殊作業員	3.41%		特殊作業員		R3
特殊運転手	3.37%		特殊運転手		R4
その他(労務)	11.34%		その他(労務)		R9
軽油 小型ローリー	6.55%		軽油 1.2号 パトロール給油	-	Z1
その他(材料)	2.29%		その他(材料)		Z9

①

④

⑤

③

⑥

⑦

*構成比の値については、施工パッケージ型積算方式の標準単価表の機労材構成比を表示しています。

①：積算地区における代表機労材規格の名称。

②：代表機労材規格に該当しない（機械）、（労務）、（材料）。

（路面切削の例：その他（機械）の構成比 = 機械構成比 Kr - 路面切削機の構成比 K1r - 路面清掃車の構成比 K2r
= 58.14 - 35.93 - 7.15 = 15.06 % ※” r ” は率の意。

（その他（機械）とは、路面切削機ビットの損耗費や路面清掃車のブラシの損耗費等の費用である。）

③：標準単価の東京 17 地区における代表機労材規格の名称。

④：標準単価の構成比。標準単価表から引用している。（※ただし、その他（機械）等については②により算出）

⑤：積算地区における代表機労材規格の単価欄。補正式の分子に該当する部分。

⑥：標準単価の東京 17 地区における代表機労材規格の単価欄。補正式の分母に該当する部分。

なお、東京地区の単価のうち、建設物価（Web建設物価を含む）、積算資料（積算資料電子版を含む）に掲載された材料単価の設定は、以下を原則とする。

- ・建設物価、積算資料の単価を単位換算する場合は、換算後、小数第2位止め（小数第3位以下切捨て）。
 - ・建設物価と積算資料の単価を平均後、単価の有効数字の桁は、両資料掲載単価の有効数字の大きい方の桁まで（切捨て）とする。ただし、有効数字3桁未満の場合は、有効数字3桁（4桁以下切捨て）とする。
- また、一つの資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

⑦：代表機労材規格の記号。K1～K3は機械で最大3規格、R1～R4は労務で最大4規格、Z1～Z4は材料で最大4規格、

S1 は市場単価で最大 1 規格設定可能。※上記の路面切削の例では S は含まない。